



～山地災害に備える～ 高知県の山地災害危険地区について

県ホームページを一部リニューアルし、山地災害危険地区の位置情報を閲覧しやすくしました。局地的な豪雨などによる山地災害から、ご自身や大切なご家族を守るためにも、周辺地域の危険地情報をご確認いただき、災害時の備えや緊急時の避難行動等にお役立てください。

「山地災害危険地区」とは

- ・「山地災害危険地区」とは、集中豪雨等で山腹崩壊や地すべり、流木をとまなう土石流等が発生するおそれのある山腹斜面や溪流を、林野庁が定める調査要領に基づき危険度を数値化し、整理したものです。
- ・山地災害防止の観点から、山地災害危険地区情報を基に国または県が計画的に治山事業（ハード対策）を実施するとともに、市町村や関係機関との連携によって警戒避難体制を確立するなど、ソフト対策との両面から防災・減災に努めることとしています。

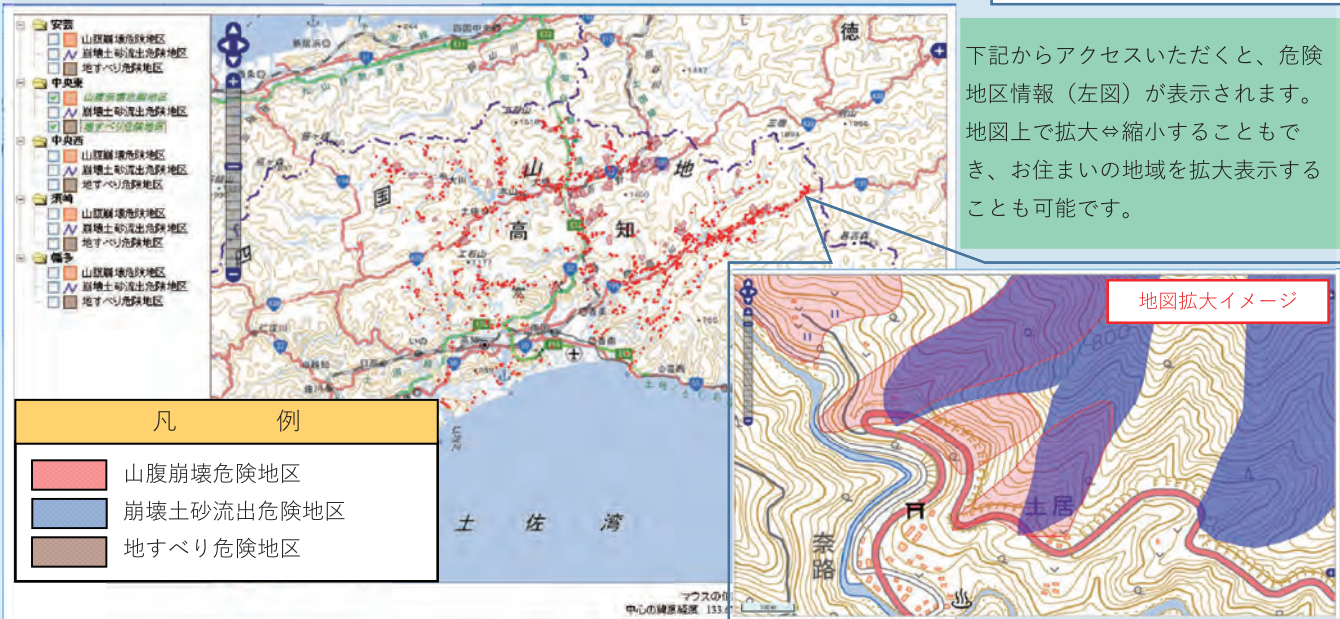
「山地災害危険地区」には以下の3種類があります

山腹崩壊危険地区	山崩れ等の山腹崩壊が発生するおそれがある山腹斜面
崩壊土砂流出危険地区	山崩れ等によって土石流災害が発生するおそれがある溪流
地すべり危険地区	地すべり性の災害が発生するおそれがある山腹斜面



大豊町立川千本で発生した山腹崩壊（平成30年7月撮影）

下記からアクセスいただくと、危険地区情報（左図）が表示されます。地図上で拡大⇄縮小することもでき、お住まいの地域を拡大表示することも可能です。



台風や降雨期を前に、お住まいの地域の情報を一度ご確認ください。

ホームページへのアクセス方法

- ① URLから： <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030601/kikentiku.html>
- ② QRコードの読み込みで、スマートフォンやタブレット端末からも確認できます



ご利用にあたって

- ・この山地災害危険地情報は、国土地理院の「地理院タイル」を利用しています。
- ・山地災害危険地情報はデータ量が多いため、利用者のシステム環境によっては読み込みに時間がかかる場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・アクセス時には免責事項等もあわせてご確認ください。

お問い合わせ・連絡先

高知県 林業振興・環境部 治山林道課

住所：〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号

電話：088-821-4867（治山担当）

FAX：088-821-4585

メール：030601@ken.pref.kochi.lg.jp

令和8年5月から防災気象情報が新しくなりました

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			



国土交通省水管理・国土保全局と気象庁は、令和8年5月29日から新たな防災気象情報の運用を開始しました。

この新たな防災気象情報では、河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮の警報などを、避難行動に対応した5段階の警戒レベルと整合させ、災害発生の危険度に応じたレベルの数字を名称に含めて発表します。レベル5に相当する河川氾濫の特別警報や警戒レベル4に相当する危険警報も新たに開始するなど、現行の大雨警報・注意報などが大きく変わります。

レベル3警報やレベル4危険警報が発表されたら、自治体からの避難指示等に十分留意いただくとともに、大雨で危険度が高まった地域が地図で表示される「キキクル」や河川の水位情報を参照して、危険な場所にいる方は早めの避難を心がけてください。

気象庁ホームページに設けた特設ページ※では、新たな防災気象情報に関する様々な資料を掲載しています。これらの資料を参考に、情報が発表された際にどのような行動をとるか、ご家庭や企業・組織内であらかじめ決めていただくようお願いします。



※新たな防災気象情報に関する特設ページ：

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/keiho-update2026/index.html>

問 総務課 危機管理対策室 電話 0889-22-7700



広告

小児科・内科・整形外科

社会医療法人 仁生会 日高クリニック

診療科目	受付	月	火	水	木	金	土	日
小児科・内科	午前	○	○	休診日	○	○	○	休診日
	午後	○	○	休診日	○	○	○	休診日
整形外科 (隔週土曜)	午前	--	--	休診日	--	--	○	休診日
	午後	--	--	休診日	--	--	○	休診日

診療時間：午前9時～12時30分
午後2時～17時30分
（休診日：日曜・水曜・祝祭日・年末年始）

健診・各種検査
予防接種など
ご相談下さい！

細木病院グループ

詳しくはホームページへ↓



日高クリニック 院長
松本 和博（小児科・内科）
日本小児科学会小児科専門医



地域の皆様に安心していただける小児科・内科医療を提供します。なんでもお気軽にご相談ください！

外来受付 ☎ 0889-24-7785

日高村 日下小学校東どなり 日高村本郷澤ノ前7

令和8年度 自衛官等採用案内

募集種目		資 格		受付期間	試験期日	合格発表
一 般 曹 候 補 生		一般的 な 自衛官	18 歳以上 33 歳未満の者 (32 歳の者は採用予定月の末日現在、33 歳に達していない者)	7 月 1 日 (水) ～9 月 1 日 (火)	1 次：9 月 16 日 (水)～ 18 日 (金) 2 次：10 月 18 日 (日)・ 25 日 (日) の内 1 日	1 次：10 月 7 日 (水) 最終：12 月 4 日 (金)
				9 月 15 日 (火) ～11 月 20 日 (金)	1 次：11 月 28 日 (土)～ 11 月 30 日 (月) 2 次：令和 9 年 1 月 11 日 (月)	1 次：12 月 17 日 (木) 最終：令和 9 年 2 月 8 日 (月)
				年間を通して受付を行っています。 (定員になり次第受付を終了致します)	1：10 月 3 日 (土)～ 4 日 (日) 内 1 日 2：11 月 29 日 (日) 3：令和 9 年 1 月 24 日 (日) 4：令和 9 年 2 月 21 日 (日) ※上記試験前に web にて学科試験を実施	後日、改めてお知らせします。 (合格発表日)
2 等陸・海・空士 (任期制自衛官)						
防衛大学校 学 生	一般	18 歳以上 21 歳未満の者 (高 卒 者 (見 込 含)) 又は高専 3 年次修了者 (見込含))	7 月 1 日 (水) ～10 月 15 日 (木)	1 次：10 月 31 日 (土) 2 次：11 月 27 日 (金)～ 12 月 2 日 (水) の内 1 日	1 次：11 月 18 日 (水) 最終：12 月 25 日 (金)	
	推薦		9 月 5 日 (土) ～9 月 8 日 (火)	9 月 19 日 (土)・20 日 (日)	10 月 22 日 (木)	
	総合 選 抜		1 次：9 月 19 日 (土) 2 次：10 月 24 日 (土)・ 25 日 (日)	1 次：10 月 8 日 (木) 最終 11 月 18 日 (水)		
防衛医科大学校 医学科学生				7 月 1 日 (水) ～10 月 8 日 (木)	1 次：10 月 24 日 (土) 2 次：12 月 16 日 (水)～ 18 日 (金) の内 1 日	1 次：12 月 1 日 (火) 最終：令和 9 年 1 月 29 日 (金)
防衛医科大学校 看護学科学生			7 月 1 日 (水) ～10 月 2 日 (金)	1 次：10 月 17 日 (土) 2 次：12 月 5 日 (土)・ 6 日 (日) の内 1 日	1 次：11 月 12 日 (木) 最終：令和 9 年 2 月 10 日 (水)	
航 空 学 生 ※海空自衛隊の パイロットを養成		海：18 歳以上 23 歳未満の者 (高 卒 者 (見 込 含)) 又は高専 3 年次修了者 (見込含)) 空：18 歳以上 24 歳未満の者 (高 卒 者 (見 込 含)) 又は高専 3 年次修了者 (見込含))	7 月 1 日 (水) ～8 月 28 日 (金)	1 次：9 月 19 日 (土) 2 次：10 月 15 日 (木)～ 22 日 (木) の内 1 日 3 次：(海)11 月 20 日 (金) ～12 月 16 日 (水) (空)11 月 14 日 (土) ～12 月 17 日 (木)	1 次：10 月 9 日 (金) 2 次：(海)11 月 12 日 (木) (空)11 月 5 日 (木) 最終：令和 9 年 1 月 25 日 (月)	

問 総務課 総務係 電話 22-7700 または自衛隊高知地方協力本部須崎地域事務所 電話 0889-42-7186

広告

もしかして?
補聴器が必要かも

「え、何て?」
聞き返しが
増えてる気が...

補聴器専門店 Audika は専門知識で
一人ひとりの「聴こえ」をケアします。

個別 補聴器無料相談会

事前予約
下さい。

7月23日(木) 9:30~15:30 佐川町健康福祉センターかわせみ

〈ご予約はこちら〉 080-3040-2306 高知担当直通

補聴器専門店 ● Audika 補聴器購入助成制度対応可 認定補聴器技能者が親身に対応

オーディカ高知店 ●定休日/日曜・月曜・祝日 ●営業時間/9:00~17:00 訪問対応も可能です

第23回「仁淀川 親子ふれあい交流体験」

仁淀川の自然への理解を深め、環境保全の大切さを親子で体感していただけるイベントを開催します、ぜひ参加ください。

- ◇参加者：子どもたち(中学生以下)とその保護者
◇参加費：無料
◇持ち物：昼食(午前、午後参加される方)、飲み物、着替え
◇日時：8月2日(日)
午前9時30分～午後3時
受付は午前9:00～
- ◇申し込み先：仁淀川漁業協同組合
7月1日13:00より受付開始
HP: <https://www.niyodogawa-gyokyo.com/>
メール: niyodogawagyokyou@gmail.com
FAX: 088(893)2338
- ◇締切：7月15日(水)

小雨決行【台風、洪水時は中止する場合があります】

◇集合場所・会場：越知町宮の前公園

◇内容 詳しくは仁淀川漁協 HP をご覧ください。

- ①川の安全な遊び方教室
- ②仁淀川の生き物しらべ
- ③川流れ体験
- ④鮎の塩焼き
- ⑤あまごのつかみ取り
- ⑥鮎放流体験
- ⑦網投げ体験



問 仁淀川漁業協同組合
〒781-2110 高知県吾川郡いの町4055番地5
電話: 088-893-2300

主催：仁淀川漁業協同組合
共催：仁淀川流域交流会議、仁淀川清流保全推進協議会
後援：高知県、仁淀川わくわく会議



令和8年度仁淀川流域交流会議流域活性化補助金のご案内

仁淀川流域交流会議では、仁淀川流域の地場産業育成・観光振興・清流保全を推進し、個性的で魅力あふれる仁淀川の地域づくりを推進するため、下記の事業を実施する団体等に補助金を交付します。

補助対象事業

- (1) 仁淀川流域の観光振興を図るためのイベント、アピール活動
- (2) 仁淀川流域の伝統文化を守り、更に発展させるための取り組み
- (3) 仁淀川の清流保全を推進するための美化・啓発活動

補助率及び金額

補助対象経費の1/2以内で、補助限度額は1事業あたり500,000円

補助対象団体

- (1) 政治活動、宗教活動若しくは営利活動を行うことを目的とする団体以外の団体
- (2) 法人格を有しない団体においては下記の要件を具備する団体
 - ・定款または寄付行為に相当する規約等があること
 - ・団体の年間事業計画および収支予算が定められていること
 - ・団体として事業の実施についての決定手続きが明確になっていること
- (3) 補助期間として、過去5年間に2回、当該補助金の交付を受けていないこと

問 仁淀川流域交流会議事務局 佐川町役場まちづくり推進課内 電話 088-922-7740

農業委員会からのお知らせ

農業者年金の現況届、提出はお済みですか？

年に1回の農業者年金の現況届は、年金受給の継続に欠かせない重要な手続きです。現況届が提出されていないと、11月の支払いから現況届が提出されるまでの間、年金の支払いが遅れるかまたは受給できなくなる場合もありますので、至急農業委員会まで提出をお願いします。



農地を相続された方へお願い！

農地を相続された方は、農業委員会への届出が必要です。

- ◆届出の期限：相続を知った日から10か月以内
- ◆届出の目的：農地の適正管理
有効利用の促進
地域農業の維持

この手続きは農地法で定められた重要なものです。農地の未来を守るため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



農地パトロール期間のお知らせと管理協力のお願い

佐川町農業委員会では、毎年夏から秋にかけて町内全域の農地パトロールを実施しています。このパトロールは、農地の適切な管理と有効利用を促進するために行われる重要な活動です。

【農地パトロールとは】

農業委員と農地利用最適化推進委員が、主に以下の目的で行う農地の巡回調査です。

- ◆地域の農地利用の確認
- ◆遊休農地の実態把握
- ◆違反転用の発生防止・早期発見



【パトロールの実施時期と内容】

- ◆実施時期：7月末～9月末
- ◆調査内容：農地の利用状況、耕作放棄地の有無、違反転用の有無、農地の管理状況

【農地の適切な管理が必要な理由】

- ☐ 周辺農地への悪影響を防ぐため
- ☐ 病害虫の発生と蔓延を防止するため
- ☐ 有害鳥獣の被害を軽減するため
- ☐ 美しい農村景観を維持するため
- ☐ ごみの不法投棄を防止するため
- ☐ 地域の農業振興を図るため
- ☐ 農地の多面的機能を維持するため



【農地所有者の皆様へのお願い】

農地の適切な管理は、地域の農業振興と美しい農村景観の維持に不可欠です。以下の点にご協力をお願いいたします。

- 定期的な草刈りと耕起
- 遊休農地の活用
- 違反転用の防止

調査の際には、現地の状況を写真撮影する場合もあります。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



問 農業委員会 電話 0889-22-7710

第79回高知県高等学校体育大会テニス

第79回高知県高等学校体育大会テニスの部が5月25日、春野運動公園テニスコートで行われ、佐川中学校出身の山中彩佳さんが、女子シングルス準優勝、女子ダブルス第3位という優秀な成績を収められました。

8月に行われるインターハイでの活躍が期待されます。



被災建築物応急危険度判定について

被災建築物応急危険度判定とは、地震で被災した建物について、余震で倒壊するなどの危険性を判定して表示を行うものです。国や地方公共団体、建築関係団体などが連携し、被災地域に判定士を派遣して判定を行います。

大きな地震が起きると建物は少なからずダメージを受け、倒壊は免れていても耐震性が低下するなどの影響を受けている可能性があります。こうした建物は、その後の余震による倒壊や部材の落下が人的被害に繋がるおそれもあるため、被災者がそのまま家にいていいのか、避難所に避難した方がいいのかなどを判断するために行うものです。

その他、地震発生後の建物に関する判定には次のようなものがあります。

- 住家被害認定・・・「罹災証明書」を発行する目的で被害程度を認定するもの。
- 被災度区分判定・・・建物の復旧対策を検討する目的で応急危険度判定後に建物の被災度を詳細に判定するもの。

目的をご理解いただき、判定のための調査の際にはご協力下さいますようよろしくお願いします。

(赤)



この建物に立ち入ることは危険です

(黄)



この建物に立ち入る場合は十分に注意してください

(緑)



この建物は使用可能です

問 総務課 危機管理対策室 電話 0889-22-7700

広告

住まいのこと、暮らしのこと

こんなお悩みありませんか？

- ◎ トイレをもっと快適に直したい。
- ◎ 重い引戸を楽に開け閉めできるようにしたい。
- ◎ 障子、襖の張替え
- ◎ さし掛け屋根ポリカ波板貼替え
- ◎ 階段、廊下への手すりの取付



代表者 西森太一

網戸1枚からトイレ、お風呂まで
尾川工務店は住まいの110番
困ったときは、私に何でも相談
してください！

見積り・相談無料 今すぐお電話を！

☎ 0889-20-9322

尾川工務店(株) 佐川町甲1104-9

- ・公的年金受給者で 65 歳以上の方は、年金所得から 15 万円を控除した金額で軽減判定を行います。
- ・軽減判定のための年間所得の合計に、擬制世帯主（国民健康保険の被保険者ではない世帯主）の所得は含まれますが、被保険者の人数に擬制世帯主は含まれません。

◆国保税の納付方法

普通徴収納期年 8 回（7 月～翌年 2 月）納付書または口座振替により納付
特別徴収納期年 6 回（年金支給月）納税通知書記載の年金からの天引きにより給付

○特別徴収の対象となる方

下記の条件全てにあてはまる方は、原則、世帯主の年金から天引きになります。

1. 世帯主が国保に加入しており、世帯の国保加入者が全員 65 歳から 74 歳である場合。
2. 特別徴収の対象となる年金の年額が 18 万円以上で、介護保険料と国保税の合計額が年金額の 1/2 を超えない方。
3. 介護保険料が佐川町の特別徴収対象者である場合。

○今年度から新たに特別徴収となる方

7 月・8 月・9 月は納付書または口座振替で納付していただき、10 月から年金天引きとなります。

※ただし、特別徴収の該当世帯であっても、申し出により口座振替へ納付方法を変更できます。

- ・申し出は随時受付しますが、申し出時期により特別徴収の中止時期が異なります。
- ・納付状況等により、口座振替への変更が認められない場合があります。
- ・所得税・住民税の申告の際、特別徴収による納付額は、本人以外の社会保険料控除には適用できません。（口座振替の場合は実際に国保税を負担している方の社会保険料控除に適用できます。）

問 住民課 国保住民税係 電話 0889-22-7704

高知県立高知城歴史博物館

企画展

猪突猛進！幕末の板垣退助

戊辰戦争の英雄、自由民権運動の指導者、板垣退助はなぜ人々に慕われてリーダーになれたのか？幕末の動乱期を生き抜いた退助の知られざる前半生をご紹介します。

開催期間：6 月 27 日（土）～9 月 6 日（日）
観 覧 料：800 円
高校生以下無料、県内 65 歳以上の方無料



御侍中先祖書系図牒
（板垣退助の経歴書など）
高知県立高知城歴史博物館蔵



板垣退助が所有していたトランク
現存する日本最古のルイ・ヴィトン
小山朝和氏所蔵／高知市立自由民権記念館保管

問 高知県立高知城歴史博物館 電話 088-871-1600 / FAX 088-871-1619
HP：https://www.kochi-johaku.jp/

国民健康保険税（国保税）のお知らせ

令和 8 年度国保税の納税通知書を 7 月中旬に送付します。

◆納税義務者

世帯主が納税義務者になります。国保税は世帯を一つの単位としているため、家族の中に国保の加入者（被保険者）がいれば、世帯主が職場等の健康保険に加入している場合であっても、納税義務者は世帯主になります。そのため、世帯主に納税通知書を送付します。

◆国民健康保険税率の決定

税率は、県が佐川町に配分した「国保事業費納付金」の算定に用いる所得（所得割）・被保険者数（均等割）・世帯数（平等割）の割合から算出された標準保険税率をもとに決定しています。

◆令和 8 年度の国保税率

- ・「子ども・子育て支援金制度」が始まります。
- ・医療給付費分の賦課限度額が引き上げになりました。

区分		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	子ども・子育て支援金分
①所得割	（被保険者の前年所得－43 万円）×税率	7.3%	2.5%	2.2%	0.26%
②均等割	被保険者 1 人につき	30,100 円	10,500 円	11,600 円	1,700 円* ¹
③平等割	1 世帯につき	20,800 円	7,200 円	5,500 円	—
賦課限度額	上記①～③の合計年間上限額	66 万円 → 67 万円	26 万円	17 万円	3 万円
課税対象者		全被保険者	全被保険者	40 ～ 65 歳	全被保険者

- * 1 「均等割」1,600 円＋「18 歳以上均等割」100 円の合計額です。
18 歳未満の被保険者は均等割が 10 割軽減となります。

◆軽減判定基準額が引き上げになりました。

- 所得が低い世帯に対する軽減

世帯主と国保被保険者の年間所得の合計が軽減判定所得を下回る世帯については、②均等割と③平等割を下記の割合で軽減します。ただし、前年の所得が未申告の場合は軽減されないの
で、収入が無い場合でも必ず申告してください。

区分	軽減判定所得	前年からの変更
7 割軽減	43 万円* ²	変更なし
5 割軽減	43 万円* ² ＋（31 万円×被保険者数* ⁴ ）	30 万 5 千円 → 31 万円
2 割軽減	43 万円* ² ＋（57 万円×被保険者数* ⁴ ）	56 万円 → 57 万円

- * 2 給与所得者等が 2 人以上いる場合は「43 万円＋10 万円×（給与所得者等*³の数－1）」に置き換えて計算します。
- * 3 給与所得者等とは、一定の給与所得者（給与収入 65 万円超）と公的年金等に係る所得を有する者（公的年金等の収入額 60 万円を超える 65 歳未満の者、または公的年金等の収入が 125 万円（15 万円の特別控除を含む）を超える 65 歳以上の者）をいいます。
- * 4 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方を含みます。

3. 入院時の食事代及び居住費の改定について

食材費、光熱・水道費の高騰が続いている現状を踏まえ、令和8年6月1日より入院時の食事代及び居住費の改定（引き上げ）が行われ、以下の表のとおりとなりました。

国民健康保険

■入院したときの食事代の負担額

負担区分			1回の食事代	
			改定前	R8.6～
一般（住民税課税世帯の方）			510円※	550円※
住民税非課税世帯の方	オ及び 区分Ⅱ	90日以内の入院	240円	270円
		90日を超える入院 （長期入院該当の申請により、 認定を受けた方）	190円	220円
	区分Ⅰ		110円	130円

※指定難病の患者、小児慢性特定疾病患者は330円（改定前は300円）、H27.4.1以降から継続して精神病床に入院している方（合併症等により転退院した場合であって、同日内に再入院する場合を含む）は、260円となります。

■療養病棟（主に65歳以上の方が長期にわたる療養が必要な方が入院する病棟）に入院したときの食事代の負担額

負担区分		医療の必要性が高い方の 食事代（1食）		左記の方以外の 食事代（1食）		居住費 （1日）	
		改定前	R8.6～	改定前	R8.6～	改定前	R8.6～
一般（住民税課税世帯の方）		生活療養Ⅰ510円 生活療養Ⅱ470円	生活療養Ⅰ550円 生活療養Ⅱ510円	生活療養Ⅰ510円 生活療養Ⅱ470円	生活療養Ⅰ550円 生活療養Ⅱ510円	370円	430円 （指定難病の方 は0円）
区分Ⅱ	90日以内の入院	240円	270円	240円	270円		
	90日を超える入院 （長期入院該当の申請により、認定を受けた方）	190円	220円				
区分Ⅰ		110円	130円	140円	160円		

後期高齢者							
■入院したときの食事代の負担額							
負担区分		1回の食事代					
		改定前	R8.6～				
現役並み所得者・一般Ⅰ・一般Ⅱ		510円	550円				
区分Ⅱ	90日以内の入院	240円	270円				
	90日を超える入院 （長期入院該当の申請により、認定を受けた方）	190円	220円				
区分Ⅰ		110円	130円				
区分Ⅰ（老齢福祉年金受給者）		110円	130円				
■療養病棟（主に長期にわたる療養が必要な方が入院する病棟）に入院したときの食事代の負担額							
負担区分		医療の必要性が高い方の食事代 （1食）		左記の方以外の食事代 （1食）		居住費 （1日）	
		改定前	R8.6～	改定前	R8.6～	改定前	R8.6～
現役並み所得者 一般Ⅰ・一般Ⅱ		470円※ （指定難病の方は330円）	510円※ （指定難病の方は330円）	470円※ （指定難病の方は330円）	510円※ （指定難病の方は330円）	370円 （指定難病の方は0円）	430円 （指定難病の方は0円）
区分Ⅱ	90日以内の入院	240円	270円	240円	270円		
	90日を超える入院 （長期入院該当の申請により、認定を受けた方）	190円	220円				
区分Ⅰ		110円	130円	140円	160円		
区分Ⅰ（老齢福祉年金受給者）		110円	130円	110円	130円	0円	0円
※管理栄養士または栄養士による管理が行われている場合は550円（改定前は510円）、H27.4.1以降から継続して精神病床に入院している方（合併症等により転退院した場合であって、同日内に再入院する場合を含む）は、260円となります。							

問 住民課 保険年金係 電話 0889-22-7706

広告

循環器内科・外科・整形外科

高血圧、不整脈などはもちろん、生活習慣病など幅広く診察します

田村カルディオクリニック（旧田村外科）いの町波川 R33 沿い

循環器専門医

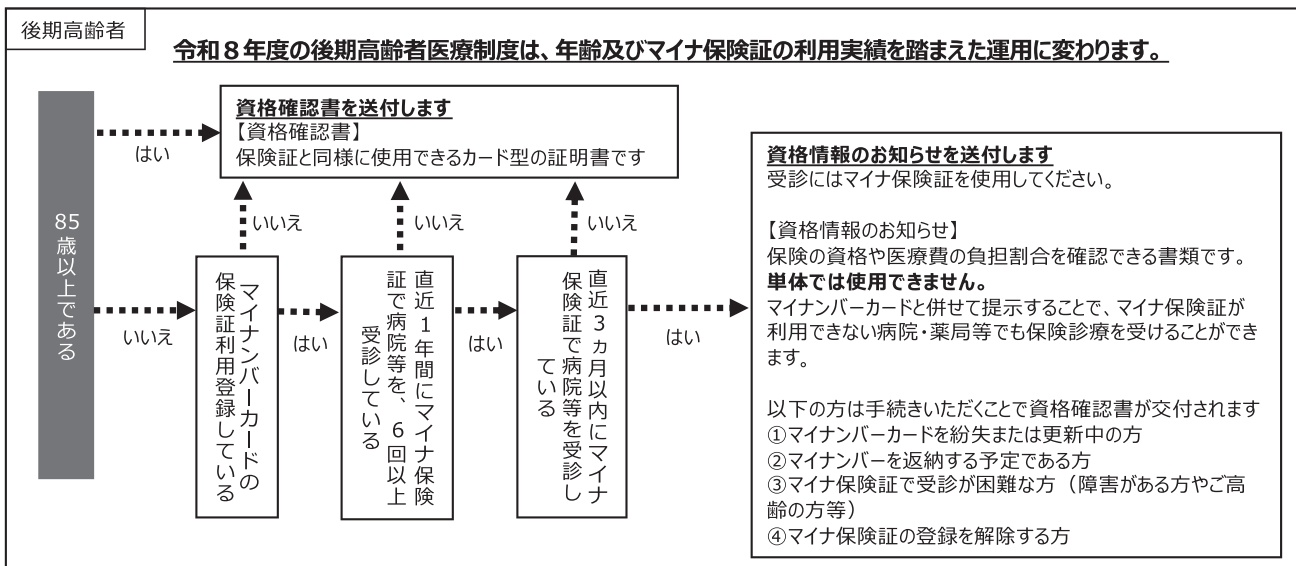
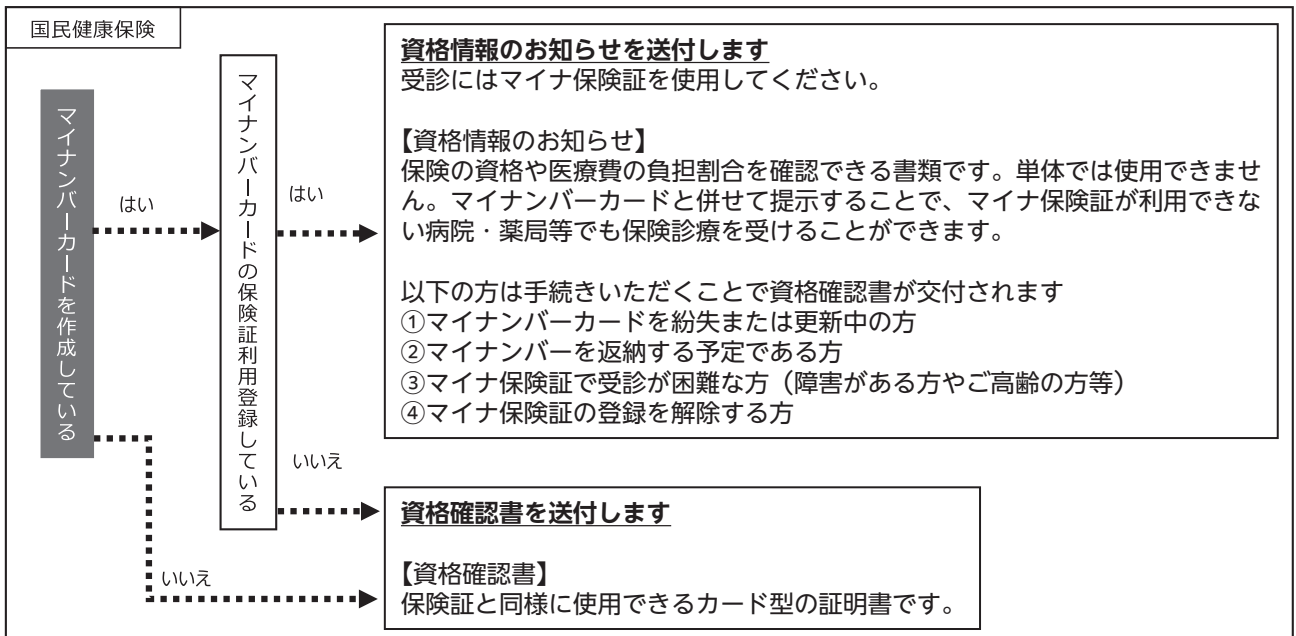
☎088-893-5712 水曜午後外科休診 金曜午後循環器内科休診

田村親史郎 茅ヶ崎徳洲会病院 聖路加国際病院ハートセンター 高知大学医学部附属病院等で研鑽を積み実家医院に戻りました。病気を抱えながらも、安心して健やかな日々を過ごせるようお手伝い致します。

国保・後期からののお知らせ

1. 「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」の更新について

国民健康保険・後期高齢者医療被保険者の方へ、8月1日からお使いいただける新しい「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を7月中旬より順次発送します。



2. 限度額適用認定証・標準負担額軽減額認定証をお持ちの方、更新が必要な方へ

資格	更新	受付開始日・適用開始日	申請に必要なもの	マイナンバーカードを保険証利用されている方
国民健康保険	自動更新ではありません。 ※8月1日以降も引き続き認定証が必要な方は、更新の手続きをお願いします	【受付開始】 8月1日です ※有効期限(7月31日)前の更新手続きはできません 【適用開始】 8月31日までに更新の手続き→8月1日から適用 9月1日以降に更新の手続き→申請月の初日から適用	本人確認書類 ※世帯が違う方が申請される場合は、委任状が必要です	マイナンバーで資格確認できるので役場に手続きに来る必要がありません
後期高齢者医療保険	自動更新です			

国民年金保険料の免除制度について

国民年金は、日本における公的な年金制度で、主に自営業者やフリーランス、学生の方などは、国民年金保険料を支払う必要がありますが、経済的な理由により支払いが難しい場合には免除制度があります。

免除申請の目的

国民年金の免除申請は、経済的な理由や生活状況により、年金保険料の支払いが困難な方について、将来の年金権利を守るために行うものです。

免除の種類

全額免除：保険料全額を免除されます。

一部免除：保険料の一部（4分の1、2分の1、4分の3）が免除されます。

申請方法

電子申請の場合：マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルの「年金」メニューから申請ができます。

窓口申請の場合：住民課 保険年金係で手続きができます。

本人確認書類、基礎年金番号通知書または年金手帳等をお持ちのうえ、ご来庁ください。

失業等による申請を行う場合は、雇用保険受給資格者証等が必要です。

免除を受けた期間も将来の年金額に反映されるため、申請することが重要です。（ただし、「納付猶予」での承認の場合は年金額には反映されません。）

国民年金の免除制度を利用することで、経済的な不安を軽減し、将来の年金受給権を確保しましょう。

毎年7月から新年度分（7月から翌年6月の1年間分）の申請受付を開始しますので、申請が必要な場合は忘れずに申請をお願いします。

問 住民課 保険年金係 電話 0889-22-7706

佐川町 LINE 公式アカウントのご紹介！

「佐川町 LINE 公式アカウント」では、防災・健康・子育て・地域のイベントなど自分が選んだ情報を受け取ることができます。また、道路や河川などの不具合を通報することもできます。ぜひご活用ください。

（注 ラインアプリのご利用が必要です。）

問 まちづくり推進課 0889-22-7740

ID:team_sakawa

「ID 検索」または下の二次元コードから友達追加できます。



令和 8 年度水稻共同防除に関するご協力のお願い

共同防除は、農家の方々と防除所、普及センター、役場、J A等の協力のもとに行われているものです。液剤散布の方法により、安全な農薬をより効果のあがる一斉防除で行い減農薬化や、環境の保全につなげる大切な作業です。当日は朝早くからの騒音や関係車輛の往来、微量の農薬霧の飛沫等で御近所の皆様には何かとご迷惑をおかけするかと存じます。また、農薬散布に際しましては十分注意をして実施しますが、念のため車輛、洗濯物、ペット等は建物内に格納下さいますようお願いいたします。

日中の作業の場合、液剤が風により飛散し消毒ができないため無風で上昇気流の少ない夜間から早朝の作業となりますので、皆様のご理解とご協力を頂きますようお願いいたします。

防除日程表（予定）

防除地区	1 回目	2 回目	防除方法
平 野	6/21（日）	7/19（日）	無人ヘリ
原 島	7/31（金）	8/31（月）	〃
加 茂	7/30（木）	8/28（金）	〃
永 野 北	7/18（土）	8/18（火）	ドローン
永 野 南	7/19（日）	8/19（水）	〃
東 組	7/26（日）	8/24（月）	無人ヘリ
鳥 の 巣	7/27（月）	8/27（木）	〃
西 組	7/28（火）	8/27（木）	〃
西 山	7/24（金）	8/24（月）	〃
室 原	7/28（火）	8/25（火）	〃

※但し、天候等の都合により変更になる場合があります。

問 ㈱旭ドリームファーム 電話 088-880-8771

ご 寄 附 の 御 礼

藤原 京子 様（佐川町）より 50 万円の寄附を頂きました。

有効に活用させていただきます。ありがとうございました。

第44回

チャリティー
ビアガーデン2026

イベントもあるよ!! 屋台もたくさん出るよ!!

7.24 金 少雨決行 雨天順延

役場前広場で 17:30~

ビール券前売り券を販売中!!
前売り券は100円お得です。商工会青年部からお買い求めください。

20:45
花火大会

地元を全力で
盛り上げる!

【主催】佐川町商工会青年部
お問い合わせ 佐川町商工会
高岡郡佐川町甲1650-2
TEL 0889-22-0053
●詳しくは折込チラシでお知らせします。

佐川町商工会
せいねんぶ

“佐川町をPRするぜよハッシュタグキャンペーン”を実施いたします♪
佐川町の風景や暮らし等の写真をSNSで発信し佐川町と一緒に盛り上げましょう！
たくさんの投稿お待ちしております！！

佐川町PRするぜよ! 2026 7.1[水] - 10.30[金] sakawa Town #Campaign

佐川町の風景や佐川暮らし、PRしたい所等の写真を特定のハッシュタグをつけてInstagramへ投稿！佐川町の魅力をSNSで発信していくキャンペーン。応募は誰でもOK！写真のテーマは自由で、観光で佐川町へ来た際に撮った写真でも、佐川町での日常の写真でも構いません。たくさんの投稿お待ちしております!!

【応募方法】
①応募フォームの入力(氏名、住所、電話番号、メールアドレス、アカウント名等)
②佐川町佐川暮らしInstagramをフォロー
③佐川町PRするぜよ、佐川町の日常、をつづ、公式アカウントをタグ付けしInstagramへ投稿
※応募フォームの記入は必須です。応募フォームから応募される方は、応募方法が異なります。

【審査方法】
投稿写真の中から、投稿のいいね数とコメント数で上位20名を決定します。
※上位に選ばれた投稿は、佐川町のPRの用に使用させていただきます。

【お問合せ先】佐川町役場まちづくり推進課 企画おもてなし係 TEL.0889-22-7740 平788-1282 高知県高岡郡佐川町字1900-2

※その他、応募規約や注意事項、詳しいキャンペーン内容につきましては、佐川町HPをご覧ください。

問 まちづくり推進課 企画おもてなし係 電話 0889-22-7740

後期高齢者の歯科健診を受けましょう

年1回
無料!

後期高齢者医療の被保険者を対象に、歯・歯肉の状態や口腔内の衛生状態等をチェックし、口腔機能の維持・向上、全身疾患の予防等につなげるため、歯科健診を実施します。

みなさまのお口の健康状態を知る良い機会となりますので、後期高齢者の特性に合わせた歯科健診を受診しましょう。なお、健診結果は、保健指導などに活用しますのでご了承ください。



●対象者

高知県後期高齢者医療に加入している方
※ただし、次に該当される方は対象外です。
・6か月以上継続して入院されている方
・介護施設等に入所中の方

●受診期間

令和8年8月1日(土)～令和9年2月28日(日)
※今年度より健診実施期間を2ヶ月拡大し、8月1日からの開始となります。

●受診方法

- ①次の条件に当てはまる方には、事前に受診券を送付します。
・昭和22年4月1日～昭和26年3月31日生まれの方
・過去5年間(令和3年度～令和7年度)に後期高齢者歯科健康診査を受診した方
※受診券が届かない方は申し込みが必要となりますので、お問い合わせください。
- ②郵送で受診券が届きます。「受診券」、「問診票」、「実施機関一覧表」のセットです。
- ③「実施機関一覧表」に記載されている歯科医療機関に連絡し、健診の予約をしてください。
- ④健診当日は、マイナ保険証または資格確認書・受診券・問診票・入れ歯(持っている場合)・お薬手帳を持参していきましょう。

●自己負担

無料(年1回)
※無料の対象となるのは健診内容のみです。治療が必要な場合の治療費は、自己負担となります。
※2回目以降は、自己負担となりますのでご注意ください。

●健診内容

- | | | | | |
|-------|--------|-----------------------|----------|----------------------|
| ①歯の状態 | ②咬合の状態 | ③咀嚼機能 ^{そしゃく} | ④舌・口唇機能 | ⑤嚥下機能 ^{えんげ} |
| ⑥口腔乾燥 | ⑦粘膜の異常 | ⑧口腔衛生状況 | ⑨歯周組織の状況 | ⑩問診 |

●実施歯科医療機関

受診券と同封の実施機関一覧表に記載されている登録歯科医療機関
お手元に実施機関一覧がない場合は、お問い合わせください。

●健診結果

健診当日、受診した歯科医院で結果説明が行われます。

問 住民課 保険年金係 電話 0889-22-7706